

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩崎 友一

1 日時

平成 26 年 7 月 3 日（木曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 2 時 45 分散会

（うち休憩 午前10時25分～午前10時27分、午前10時35分～午前10時36分、
午前10時39分～午前10時48分、午前10時51分～午前10時55分、
午前10時57分～午前11時10分、午前11時52分～午後 1 時 3 分）

2 場所

第 1 委員会室

3 出席委員

岩崎友一委員長、軽石義則副委員長、柳村岩見委員、嵯峨耆朗委員、佐々木博委員、
小田島峰雄委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、久保孝喜委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

清川担当書記、中平担当書記、藤本併任書記、及川併任書記、小野併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 秘書広報室

東大野秘書広報室長、保副室長兼首席調査監、八重樫調査監、
菅原参事兼秘書課総括課長、野中広聴広報課総括課長

(2) 総務部

小田島総務部長、佐藤総務部副部長兼総務室長、宮参事兼管財課総括課長、
小向総合防災室長、山崎総務室入札課長、工藤総務室放射線影響対策課長、
熊谷人事課総括課長、五月女財政課総括課長、細川法務学事課総括課長、
小向税務課総括課長、會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、
及川総務事務センター所長

(3) 政策地域部

齋藤政策地域部長、大平政策地域部副部長兼政策推進室長、
菊池政策地域部副部長兼地域振興室長、千葉科学 I L C 推進室長、
森政策推進室政策監、高橋政策推進室調整監、菊池政策推進室評価課長、
伊勢政策推進室分権推進課長、泉市町村課総括課長、小原調査統計課総括課長、
古館情報政策課総括課長、佐々木交通課長、藤田県北沿岸・定住交流課長

(4) 復興局

中村復興局長、小野寺技監兼副局長、大友副局長、佐野参事兼生活再建課総括課長、
石川復興推進課総括課長、遠藤まちづくり再生課総括課長、
石田産業再生課総括課長

(5) 国体・障がい者スポーツ大会局

松岡国体・障がい者スポーツ大会局長、岩間副局長、小友総務課総括課長、
安部施設課総括課長、藤澤競技式典課総括課長、
伊藤障がい者スポーツ大会課総括課長

(6) 人事委員会事務局

佐藤人事委員会事務局長、花山職員課総括課長

(7) 警察本部

安岡警務部長、照井参事官兼警務部長、佐藤参事兼会計課長、
一方井参事官兼生活安全企画課長、藤田参事官兼交通企画課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 114 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

イ 受理番号第 115 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

ウ 受理番号第 116 号 被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

(2) 議案の審査

ア 議案第 1 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分に関し承認を求めることについて

イ 議案第 2 号 平成 26 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

ウ 議案第 4 号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

エ 議案第 6 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

オ 議案第 7 号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

カ 議案第 8 号 岩手県県税条例等の一部を改正する条例

キ 議案第 9 号 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

ク 議案第 25 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(3) 請願陳情の審査

ア 受理番号第 79 号 尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願

イ 受理番号第 101 号 立憲主義を否定する集団的自衛権の行使容認に反対し、憲法を守り、生かすことを求める請願

ウ 受理番号第 112 号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める請願

エ 受理番号第 113 号 集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める請願

オ 受理番号第 109 号 軽油取引税に係る免除措置の恒久化を求める請願

カ 受理番号第 110 号 免税軽油制度の継続を求める請願

(4) その他

ア 次回及び次々回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○岩崎友一委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方を御紹介いたします。中村復興局長から、復興局の新任の方を御紹介願います。

○中村復興局長 5月1日付で復興局に参りました、大友宏司副局長でございます。

○岩崎友一委員長 次に、松岡国体・障がい者スポーツ大会局長から、国体・障がい者スポーツ大会局の新任の方を御紹介願います。

○松岡国体・障がい者スポーツ大会局長 国体・障がい者スポーツ大会局の職員を紹介いたします。岩間隆副局長でございます。

○岩崎友一委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を開きます。

なお、本日の日程であります。受理番号第 114 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願から、受理番号第 116 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願までにつきましては、当総務委員会のほか商工文教委員会にそれぞれ所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて商工文教委員会との協議が必要になる可能性があるため、商工文教委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、受理番号第 114 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願から、受理番号第 116 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願までを一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、総務部が所管する項目は、1、2、5、7及び9であり、

政策地域部が所管する項目は6及び8であり、復興局が所管する項目は3及び4でありますので、御了承願います。

これらの請願について、当局の参考説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 受理番号第114号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願に関する説明を行わせていただきます。便宜お手元に説明資料をお配りさせていただいておりますので、それぞれの項目につきまして、国の動向並びに国への要望の状況等を御説明いたします。

まず、請願項目1ですが、地方財政計画、地方税のあり方等について、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定することという請願でございますが、これにつきましては、平成23年4月に国の大臣と地方六団体の代表の協議の場が法定化されておきまして、これまで16回ほど開催されております。平成26年度の予算編成及び地方財政対策に当たりましても、この協議の場で事前に協議がされた上で決定がなされているところでございます。

続いて、国への要望等でございますが、全国知事会等におかれまして、地方財政対策等に当たりましては、協議の場を議題といたしまして地方の意見を適切に反映するべきというような要望が例年なされているところでございます。

次に、請願項目2、社会保障分野等々増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ることでございますが、国のほうにおいては、平成26年度地方財政計画におきまして交付税等の一般財源総額、これをしっかりと確保することが地方の安定的な財政運営につながるわけでございますが、こちらを平成25年度の水準を相当程度上回る額が確保されたところでございます。

続いて地方財政審議会——こちらは総務大臣の諮問機関でございますが、こちらにおいては、今後一般財源総額については、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保した上で、さらに社会保障関係分野については増額を行っていく必要があるということが書かれてございます。

一方で、財務大臣の審問機関でございます財政制度等審議会、こちらのほうでは地方の一般財源総額が同水準で維持されており、今後地方財政計画の歳出項目等の適正化を速やかに図っていく必要があるというようなことが書かれております。

2ページをお開きください。経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針ですが、こちらにおいても必要な地方の一般財源総額を確保すること、また、地方財政計画の計上の見直しを行って、必要な課題の財源を確保することが明記されております。

続いて、国への要望ですが、地方六団体並びに本県の要望等の中でも一般財源総額を確保することを要望しているところでございます。

続いて、請願項目5の法人実効税率の見直しに当たりましては、課税ベースの拡大などを通じて、地方財政に影響を与えることがないようにすること、それから法人事業については現行の外形標準課税の充実を図ることでございますが、国においては、まず地方財政審議会におきまして、法人実効税率を下げるのであれば、法人事業税の外形標準課税の拡

充を図るべきとされております。

一方、骨太の方針におきましては、実効税率を 20% 台まで引き下げることを目指しまして、その際の財源については課税ベースの拡大等により恒久財源を確保することとされております。

国への要望等においては、全国知事会等において、同様に課税ベースの拡大等によって、地方交付税原資の減収分も含めて必要な地方税財源を確保して、地方の歳入に影響を与えないようにする。それから、六団体においても外形標準課税は拡大していく方向で検討することが望ましいが、既に導入されている資本金 1 億円超の法人の検討を優先するというようなことが言われております。

続いて、3 ページをごらんください。請願項目 7、地方交付税の別枠加算、歳出特別枠については現行水準を確保すること。また、臨時的な財源から経常的な経費に対する財源へと位置づけを改めることとございますが、国におきましては平成 26 年度地方財政計画において、歳出特別枠については 1 兆 1,900 億円ほど、実質的に前年度水準を確保されております。また、交付税原資への別枠加算につきましては 6,100 億円でありまして、こちらにも必要な額を確保されているというところです。

地方財政審議会においては、この歳出特別枠分の歳出は実質的に確保していくことが必要であると述べられておりまして、一方、財政制度等審議会におきましては、今後歳出特別枠につきまして速やかに解消すべき、また別枠加算につきましても地方の税収動向を確認した上で着実に廃止すべきとなっております。

国への要望の状況ですが、地方六団体におきましては別枠加算、それから歳出特別枠については、地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すべきと。本県の要望におきましても、同様の維持を求める旨の要望をしているところでございます。

4 ページをごらんください。最後に請願項目 9、人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、このような算定を改めていくこととされております。

国の動向におきましては、平成 26 年度地方財政計画において、普通交付税の算定において地方公共団体の行革努力や地域活性化の成果指標を反映します、地域の元気創造事業費が創設されております。これを受けまして、骨太の方針においては、この地域の元気創造事業費を通じて、頑張る地方を息長く支援していくということとございます。

国への要望等につきましては、全国知事会において、国による政策誘導にならないよう、地方が自主努力により取り組む行政改革や産業育成等の施策を支援する仕組みとすべきというようなことが要望されてございます。

説明は以上でございます。

○**泉市町村課総括課長** 続きまして、受理番号第 115 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願に関して、請願項目 6 及び 8 につきまして、国の動向及び国への要望などを御説明申し上げます。随時お手元の政策

地域部市町村課の資料を御参照願います。

請願項目 6、償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村財政運営に不可欠な税であり、現行制度を堅持することにつきましては、固定資産税が地方団体にとって基幹税目であり、国の経済対策のために削減するような見直しは、地方自治の制度の根幹にかかわる問題であり、県といたしましては、現行制度を維持することが重要であると認識しております。また、ゴルフ場利用税につきましても、県税ではありますが、その収入の約 7 割を市町村に交付しており、ゴルフ場利用税の廃止は、市町村の財源を削減することになりますことから、固定資産税とあわせて、現行制度を堅持することが重要であるとの認識をしております。

資料 1 ページの 1 の (1)、(ア) でございますが、今回の固定資産税をめぐる動きにつきましては、平成 26 年度の経済産業省の税制改革の要望におきまして、さきに閣議決定された日本再興戦略の中で、設備投資の促進が最重要課題に位置づけられたことを踏まえまして、時限的に固定資産税を非課税とする改正要望が出されたところでございます。

これに対しまして、地方六団体——全国知事会、全国市長会、全国町村長会などの関係団体が、国の経済対策との観点から、固定資産税を削減すべきではなく、現行制度を堅持するよう国に対して要望を行ったところでございます。

2 ページ目の (ウ) でございますが、このような中で、昨年 12 月に策定されました、平成 26 年度の与党税制改正大綱の中では、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等の他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から引き続き検討することとされております。

2 ページの 2 になりますが、ゴルフ場利用税をめぐる動きにつきましては、平成 26 年度の文部科学省の税制改正要望におきまして、2016 年のリオデジャネイロオリンピックでの追加競技であるゴルフにつきまして、プレーする際に課税されるゴルフ利用税を廃止する要望が提出されたものがございます。ゴルフ場利用税は県税ではありますが、収入の約 7 割に相当する額をゴルフ場が所在する市町村に対して交付しており、市町村にとって貴重な財源となっていますことから、地方六団体において現行制度を堅持する旨、政府等に対して意見を申し述べております。

なお、本県の固定資産税収入は約 666 億円、そのうち償却資産にかかります分は約 142 億円で、固定資産税の 21.3% となっているほか、市町村に交付されるゴルフ場利用税につきましては約 2 億 1,000 万円になっており、本県の市町村にとって非常に重要な基幹財源となっております。

次に、請願項目 8 の地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財源需要の把握について、引き続き対策を講じることにつきまして、資料 3 ページから御説明申し上げます。

請願項目 8 につきましては、地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じまして地方財政の計画的な運営を保障する地方交付税制度の強化を求めているものと認識してございます。地方交付税は、国税として国がかわって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分するという、いわば国が地方にかわって徴収する税であり、地方の固有財源であるという性格を持っております。地方交付税の算定に当たっては、消防、土木など、標準的な団体の運営に必要な経費に基づき算定されておりますが、小規模な団体については、人口 1 人当たりの経費が割高になる部分も生じますことから、増加する経費を割り増す段階補正や、人口密度による経費の差を補正します密度補正など、小規模団体の実態を反映する仕組みとなつてございます。県としては、国への政府予算提言、要望の中で、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、引き続き確保するよう要望しております。

次に、5 ページをお開き願います。請願項目 8 の後段、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握への対策についてであります。合併に伴う普通交付税の算定の特例を合併に伴う普通交付税の算定特例を合併の算定がえとしてございますが、この合併算定がえにつきましては、合併後一定期間は、合併がなかったと仮定して、毎年算定いたしました普通交付税の額と、合併した団体を一つの団体として算定した額の総額とのいずれか大きいほうの額が保障されているほか、5 年間は激変緩和措置が講じられることとなっております。

合併市町村におきます平成 25 年度の普通交付税の算定額と、合併算定がえによる増加額は、次の 6 ページの下の表をごらんいただきます。表の左から 3 番目に、うち合併算定がえによる増加額 (A) 欄でございますが、これの合計額のとおり、増加額は 193 億円となっております。大船渡市は平成 24 年度から縮減が始まっており、平成 29 年度で増額分がなくなります。なお、縮減率については、6 ページの上の表にあらわしてございまして、初年度 1 割減の 0.9、2 年以降 3 割減の 0.7 というような形で、5 年後、6 年目にゼロとなるような縮減率となっております。

平成 17 年度に合併いたしました大船渡市以外の市町村につきましては、平成 28 年度から縮減が始まり、平成 33 年度で増額分がなくなります。なお、一関市においては、四捨五入の関係で、平成 33 年度がゼロになっておりますが、藤沢町が合併したことによりまして、平成 33 年度までは増額分が維持され、平成 34 年度に増額分がなくなるということになっております。

合併特例措置の終了後につきましては、合併後の支所にかかる経費など措置すべき財政需要がありますことから、本県を含めました全国の地方団体からの要請に応え、国において見直しが行われたところでもあります。国における算定方法の見直しにつきましては、支所に要する経費の算定を、平成 26 年度から実施しておりますほか、合併したことによる市町村区域の拡大により増加が見込まれる経費を交付税の算定に反映させる人口密度等により需要の割り増しや、標準団体の面積を拡大し、標準団体の施設を見直し、経費に反

映させるなど、合併算定がえの終了を見据えた交付税の算定方法の見直しが実施されることになっております。

県といたしましては、国に対し、消防の出張所経費の拡充、訪問指導による保健師にかかる経費の拡充など、法律に基づく意見を提出しているところであり、今後とも県内市町村の実情を適切に反映したものとなるよう市町村と連携して、引き続き国に働きかけていくこととしております。

○大友復興局副局長 受理番号第 116 号につきまして、お手元にお配りしております当局の資料により説明させていただきます。

1 ページをごらん願います。まず、請願項目の 3、復興交付金の採択要件の緩和等についてであります。復興交付金制度については、平成 24 年 1 月に要綱が制定されましたが、交付対象としての基幹事業は、お手元資料上段の表のとおり、5 省 40 事業のまま制度創設時から変更がありません。しかしながら、復興を進めていく中でステージが変わり、必要とされる需要が新たに生じてきております。復興計画で掲げている、なりわいの再生に資する事業では、今後重要性を増してくる観光関連施設の整備が対象外となっておりますことなどから、県では 6 月 3 日に行った政府への提言、要望において、被災地の復興に必要なとされる事業に対して柔軟に適用できるよう交付対象の拡大を要望しております。

また、被災地域の復興のために必要な取り組みが確実に実施されるよう、平成 27 年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図るようあわせて要望しております。なお、復興交付金事業の地方負担につきましては、資料下段の図のとおり、防災集団移転促進事業など基幹事業の本来的な国庫補助率に上乘せして、地方負担の一定割合が追加的に補助されており、それでもなお生じる負担分については、地方負担が生じないよう震災復興特別交付税により特例的に手当てがされております。復興の実現には、長期にわたる国による支援が必要であることから、県では政府に対し、復興が完了するまでの間、震災復興特別交付税等の特例的な財政支援の継続を要望しております。

2 ページをごらん願います。次に、請願事項の 4、被災者の生活再建にかかる支援制度等についてであります。被災者の生活再建を支援するための被災者生活再建支援金につきましては、本年 5 月末現在、基礎支援金を申請した 2 万 3,177 世帯のうち、35.3%に当たる 8,186 世帯が加算支援金を申請し、住宅再建を行っております。

3 ページをごらん願います。県及び市町村の住宅再建支援策の財源であります。県においては、復興基金 510 億円のうち 294 億円を財源として、県、市町村共同事業として被災者住宅再建支援事業を平成 24 年度に創設し、本年 5 月末現在 3,340 世帯に補助金を交付しております。さらに、沿岸市町村においては、平成 24 年度に追加配分された震災復興特別交付税 215 億円を活用しながら、それぞれの実情に応じた住宅再建の支援策を実施しているところです。なお、さきに実施いたしました政府要望においては、震災復興特別交付税等、特例的な財政支援の継続とともに、被災者生活再建支援制度の拡充についても要望

したところでございます。

以上で受理番号 116 号に関する参考説明を終わります。

○岩崎友一委員長 これらの請願に対し、質疑、御意見はございませんか。

○嵯峨耆朗委員 中身に入る前に確認です。多岐にわたる項目の請願ですが、出されたものは受けないわけにはいけないのだろうけれども、受ける段階で何らかの整理はできないものなのか。委員会所管のいろいろな部にかかるものもあるし、商工文教委員会にかかる部分もあるようですけれども、どうなのでしょう、できないもののでしょうか。もっと整理すればと思うのです。

○岩崎友一委員長 出されたものは、事務局としては受けざるを得ないと。

○嵯峨耆朗委員 出したものはしようがないので、受けると。これだけ多岐にわたっているものをそう簡単に審議できるのかなと思っているのですけれども、個別に一つ一つ、項目ごとに採決していくということですか。

○岩崎友一委員長 採決は、部局ごとになりますので、受理番号第 114 号、115 号及び 116 号の 3 回に分けて採決を行うこととしております。

○嵯峨耆朗委員 関連ですけれども、例えば 3、4 が復興局ということですが、3 はいいけれども、4 はだめだという場合にはどういうふうに扱うのですか。

○岩崎友一委員長 例えば 3 は賛成、4 は反対ということで意見がございましたら、あるいは部分採択という方法になるかと思えます。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木博委員 全部で 10 項目あるわけでありますが、5 番目については反対です。それ以外については基本的に賛成です。5 番目、これ法人実効税率の見直しというのは、いわゆるアベノミクスの 3 本矢の一つでありまして、打ち出されたけれども、代替財源についてはまだはっきりしてない。そういった中であって、外形標準課税をとって、結局法人税を払っている企業というのは約 3 割ですから、7 割の企業は払っていない。したがって、そういったところからも薄く広く取ろうというような話がありますが、ただアベノミクスの効果というものが——確かに税収も上がってきたというようなことで、東京中心には効果があるのだとは思いますが、それが地方に、特に岩手に及んでいるかという点と甚だ疑問でもありますし、そういった中であって、外形標準課税をどこの企業にまで求めるのかとか、そういった詳細の部分がないままにこのままだけではなかなか賛成しかねるというのが私の立場であります。

外形標準課税についていろいろ議論があると思えますけれども、ここにも資本金が 1 億円以上は云々とか、いろんな意見もありますけれども、少なくとも請願では、何もそのこ

とについては記載しておりませんし、やはり県内の中小企業にとっては大きな問題ではないかと思うのです。そういったことを含めまして、5番目については反対、ほかについては賛成したいと思います。

○**嵯峨老朗委員** 今の外形標準課税については我々も反対です。この説明は先ほど聞いたのですけれども、地方六団体もそうですけれども知事会等で課税ベースの拡大等について要望しているということが出ていました。これはいいのかなと思って見ていたのですけれども、結局、地方税財源が確保されればいいという判断でしょうけれども、岩手県なんかの場合は、九十数%が資本金1億円以下の企業です。先ほど佐々木委員がおっしゃったとおり、赤字企業が多いはずで、それにも全て課税する、内部留保から出していくということですから、ちょっと不可能に近いと思っているのですけれども、こういったことをわかっていて、課税ベースの拡大等というのは、どういった意味で知事会として要望したのでしょうか。そこを説明願います。

○**五月女財政課総括課長** 知事会のほうでもそういった議論といたしますか、状況はわかった上での提案だとは思いますが、知事会の提案をごらんいただきますと、仮に改正作業を行う場合には当然代替財源が地方にとって必要になりますので、ここは課税ベースを広げることによりまして、地方税収自体が減らないように、影響を与えないように措置していただきたいという趣旨で要望しているのだと思います。なお、六団体のところに書かれておりますけれども、やはり外形標準課税がまだ確定したわけではありませんけれども、仮に外形標準課税が拡大する場合であっても、地方側の立場としましては、既に導入されております資本金1億円以上のところを優先すべきであって、いわゆる中小法人の課税については慎重に検討すべきというふうな意見もございますので、そういうところの議論がなされた上での提案ではないかというふうに推察するところでございます。

○**岩崎友一委員長** ほかがございませんか。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩崎友一委員長** 再開します。

ほかになれば、これらの請願の取り扱いを決めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** それでは1件ずつお諮りいたします。まず、受理番号第114号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。具体的には項目の1、2、5、7、9です。

○**佐々木博委員** 請願者の意思があると思うのです。まとめて全部を包括した意見書を出してくれということなのか、場合によっては何かの請願項目がだめになっても、ほかのものが通るのであればそれでもいいというのか、その確認ができれば一番いいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**工藤大輔委員** 5番が一番大きい問題になると思います。請願者の意図がこのまま書かれていることなのか、あるいは佐々木博委員や嵯峨委員が指摘をした部分のことが含まれている、もしかしたら盛られていないのかどうか、意思を確認するというのも一つ必要なということも言えると思うので、それも踏まえて判断をする。今すぐ趣旨を聞いて、確認してから、もう一度審議をしてもいいのではないですか。

○**岩崎友一委員長** 今の発言は、継続という意味ですか。

〔工藤大輔委員「暗に」と呼ぶ〕

○**柳村岩見委員** こういうふうには何項目かにわたって請願されてくるケースの中に、あらかじめ採択でき得るというのもあったり、これはできないというものが中に入っていたりする場合、中に採択できないのが入っていれば、全部が不採択ということです。一つの項目の中で分けるなんて、私はサンドイッチと言っているのだけれども、真ん中だけ好きだから、あとのパンは残したというのは、それはサンドイッチという商品でしょう、食べ物です。それをサラダだけ好きだからサラダだけを食べて、あとはパンを残したといたら、子供にそんなことは私は教えられない。それはサンドイッチという商品で、それは一緒に食べるのだということ。だから、1個賛成ができないものがあれば不採扱扱いです。

○**岩崎友一委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩崎友一委員長** 休憩を終了しまして、再開いたします。

○**嵯峨耆朗委員** 継続にしてはどうですか。

○**工藤大輔委員** 5番の質疑等で出された内容について、請願者にまずお伝えしていただいて、そういう懸念も指摘されているけれどもどうかという確認をひとつしていただき、その答えを聞いてから審議を進めたほうが次の審議の際はよりよい審議ができると思うので、その辺の取り計らいは委員長にお願いしたいと思います。

○**岩崎友一委員長** 5番の法人税の件の趣旨に関しまして、私のほうで請願者に確認をとらせていただきたいと思います。

継続審査との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第115号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。項目で言いますと6と8です。

○**嵯峨耆朗委員** 先ほどの受理番号第114号と一体で、一つの請願として取り扱えばと思います。

○**岩崎友一委員長** 一つの請願として取り扱うとなりますと、継続審査ということになりますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は継続審査と決定いたしました。

次に、受理番号第 116 号被災地の本格復興を促進するための地方財政の充実と事業執行体制の安定的な確保を求める請願の取り扱いについてであります。これも受理番号第 114 号、115 号と同様、継続審査ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は継続審査と決定いたしました。

それでは、ただいまの結果を商工文教委員会に連絡するとともに、商工文教委員会での審査状況を確認いたしますので、しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開いたします。

商工文教委員会においては採択と決定したとのことですので、御報告いたします。暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○岩崎友一委員長 再開します。

御報告を申し上げます。ただいま商工文教委員長と話をしまして、総務委員会では継続、商工文教委員会では 10 番について採択ということでありましたが、一緒に意見書を出したほうがよろしいのではないかと提案をさせていただきまして、御了解をいただきましたので、受理番号第 114 号、115 号、116 号及び 117 号の部分に関しましては、今回は意見書は出さないということで、決定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

次に議案の審査を行います。初めに、議案第 1 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分に関し承認を求めることについて、第 1 条第 1 項、同条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳入各款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 議案第 1 号平成 26 年度岩手県一般会計補正予算(第 1 号)の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案の 1 ページをお開き願います。この専決処分につきましては、豚流行性下痢の蔓延防止対策として、緊急に予算措置する必要がありましたことから、去る 4 月 21 日に専決処分を行い、歳入予算及び歳出予算の補正を行ったものであります。

2 ページをお開き願います。第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 462 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 兆 167 億 5,426 万 7,000 円としたものでございます。第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出補正予算のとおりでございますが、

内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明いたします。

予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入であります、9款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、5目農林水産業費補助金を231万3,000円増額したものであります。

4ページ、11款繰入金、2項基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを231万4,000円増額したものでありまして、今回の補正で増額する歳入総額は462万7,000円となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳出でございますが、豚流行性下痢の蔓延防止対策として、農場等の出入り口での消毒の徹底を図るため、事業者の消毒薬の購入費に対して助成する経費を計上したものでございますが、当委員会の所管にかかるものはございません。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨孝朗委員 特に反対とか何とかではないのですけれども、この補正額462万7,000円に加えて、また今後、補正ということは想定されるのですか。

○五月女財政課総括課長 今回予算措置したことによりまして、今大事な面々が出ておりますけれども、現時点では対応できている、ワクチンも回り始めた状況ですので、現時点では次の予算補正とは考えておりませんが、いずれ状況を見ながらの対応になると思いません。

○岩崎友一委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第2号)中第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款歳出第2款総務費、第9款警察費及び第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○五月女財政課総括課長 議案第2号平成26年度岩手県一般会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

議案（その1）の2ページをお開き願います。今回の補正は、被災施設の復旧や放射性物質の影響対策など本格復興の推進に必要となる予算を計上したほか、平成25年11月以降の大雪で被害を受けた農業施設の復旧等に要する経費や保育所の整備等、県民サービスの向上に資する経費など早急に措置が必要な予算を計上したものであります。

まず第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億2,707万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆195億8,134万3,000円とするものでございます。第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、6ページから8ページまでの第1表歳入歳出補正予算のとおりであります。内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の9ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、復旧復興事業の補正に伴う震災復興特別交付税の増額によりまして、補正額は2億3,620万4,000円の増額としております。

次に10ページ、9款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費補助金から5目農林水産業費補助金まで、それぞれ国庫補助事業の補正に伴い増額するものであり、補正額の合計は19億5,788万9,000円の増でございます。

次に、11ページでございます。10款財産収入、1項財産運用収入につきましては、基金の積立により運用収入の増が見込まれるため、43万6,000円増額するものであります。

12ページ、12款繰入金、2項基金繰入金につきましては、前回の補正に伴い、それぞれの基金からの繰り入れを増額しようとするものであり、補正額は6億3,254万7,000円の増でございます。

以上、御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は28億2,707万6,000円となっております。

次に、予算に関する説明書の13ページ、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。まず、2款総務費、1項総務管理費につきましては、9目公会堂費において、岩手県公会堂の空調設備等の整備費を計上するものでありまして、7,409万9,000円の増額でございます。

次に14ページ、6項防災費につきましては、1目防災総務費において、被災者台帳システムの整備費を計上するもので3億1,736万3,000円の増額でございます。以上、2款総務費の補正額の総額は3億9,146万2,000円でございます。

23ページをお開き願います。9款警察費、1項警察管理費につきましては、4目警察施設費において、警察施設の改修工事費などを計上するもので1,332万2,000円の増額でございます。

26ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費につきましては、2目警察施設災害復旧費において、釜石警察署大槌交番等の復旧費を計上するものであり、2,511万4,000円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小田島峰雄委員 今回の補正の財源についてお尋ねをいたしたいと思います。

先ほどから地方交付税を見ておりましたけれども、説明の中で震災復興に伴う特別交付税が出たのだというお話でございました。それで、この特別交付税を見た理由についてお尋ねしたいことと、それから本年度の交付税全体についてどういった見通しをもっておられるのか、その辺のところをお聞きいたします。

○五月女財政課総括課長 震災復興特別交付税につきましては、例えば国庫補助金の裏負担分——地方が負担する部分について措置されるものでございまして、今回は例えば被災者台帳システム整備事業費として2億円ほどございますが、こちらについて総務省の補助対象の地方負担分の全額について、震災復興特別交付税が措置される仕組みとなっております、その分を計上しておりますのと、先ほどの大槌交番等の災害復旧についても2,400万円ほど今回計上しておりますけれども、それについても地方負担分が震災復興特別交付税で措置されることになっておりますので、その金額を合計いたしまして計上したものであります。

今年度につきましては、全体で震災復興特別交付税としましては年間682億円ほど見込んでおります。こちらも同様に震災復興事業多々ございますけれども、国庫補助金の裏負担分を計上いたしまして、国から措置される分として見込んでいるものでございます。

○小田島峰雄委員 震災分についてはわかりました。ついでにお聞きしますけれども、通常分について、交付税制度上、ことしの変更要因等が何かありましたら、それも若干お聞きします。

○五月女財政課総括課長 普通交付税、特別交付税につきましては、普通交付税についてはことしも2,147億円ほど見込んでいるところでございますが、現在総務省のほうで算定をしております、もうすぐことしの算定結果があらわれることになるとは思いますが、基本的には算定する時点で、ことしの算定方法も大方理解した上で、予算に積んでおりますので、大きくずれることはないと思いますし、大きな制度改正が特にあったわけではございませんので、見込んだとおり、同額程度は交付されるものと思っております。

○岩崎友一委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案第4号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております資料、岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、2の条例の内容についてであります。まず（1）の県民税関係についてです。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例措置の適用期限を平成29年度まで延長したものであります。この特例は、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合には、通常2%の税率で県民税が課税されますが、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合には、譲渡所得金額が2,000万円以下のときは1.6%の税率、譲渡所得金額が2,000万円を超えるときは32万円に譲渡所得金額から2,000万円を差し引いた額に税率2%を乗じて得た額を加算した額で県民税を課するものです。

次に、（2）の不動産取得税関係についてです。個人が耐震基準に適合しない既存住宅の取得後6カ月以内に耐震改修を行い、その住宅を居住の用に供した場合に一定の税額を減額する特例措置を講じたものであります。

次に、（3）の自動車取得税関係についてです。自家用自動車、軽自動車以外のものの取得に対する税率を3%、営業用自動車及び軽自動車の取得に対する税率を2%としたものであります。また、環境性能のすぐれた自動車の普及促進を目的としたエコカー減税の軽減割合を80%、または60%としたものであります。

次に、（4）の鉱区税関係についてです。鉱業法の一部改正による鉱区税の納税義務者である鉱業者の範囲に石油などの特定鉱物が存在する区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を加えたものであります。

次に、（5）の復興支援のための税制上の措置についてです。東日本大震災による原発事故による持ち出しが困難となった自動車にかかわると認められる自動車を平成25年度までに取得した場合に、自動車取得税及び自動車税の納税義務を免除する特例措置を講じているところです。引き続き復興支援を行うため、この特例措置を2年延長したものであります。

次に、（６）のその他についてですが、土地の譲渡等にかかる事業所得等にかかる課税の特例の適用停止措置の期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長したこと等、地方税法の改正に伴い所要の改正をしたものであります。

最後に、3 の施行期日等についてであります。平成 26 年 4 月 1 日から施行したこと及び所要の経過措置を講じたものです。所要の経過措置については、資料のほうに各情報、それから附則について添付してございますけれども、その内容については特例措置の拡大、それから他の法律が挿入されたことによって、条項にずれが生じたもの、それから適用期限の延長等を他の法律によって影響を受けた部分の修正でございます。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

次に、議案第 6 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第 6 号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 2）の 19 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

1 の改正の趣旨についてであります。公害防止等業務手当の支給範囲を拡大するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。〔1〕は大気汚染防止法の一部改正に伴い、公害防止等業務手当の支給範囲を拡大しようとするものであります。具体的には、大気汚染防止法に基づく立ち入り検査について、従来石綿が使用していることが確認されている建築物等を解体し、改造し、または補修する工事である特定工事が対象とされておりましたが、石綿の飛散防止対策をさらに強化する観点から法改正が行われまして、石綿が使用されている可能性がある建築物等も含めた建築物等の解体の工事——大気汚染防止法におきましては、解体等工事と称しておりますが、この解体等工事が立ち入り検査の対

象とされたところであります。このことから法改正後の解体等工事にかかる建築物等の立ち入り検査について、公害防止等業務手当の支給対象としようとするものであります。

続きまして、(2)でございますが、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例で引用している同法の題名について、改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法に整備するものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。ただし、2の(2)、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う改正につきましては、同法の改正にかかる施行期日である平成26年10月1日から施行しようとするものであります。なお、大気汚染防止法の改正にかかる施行期日が平成26年6月1日となっておりますことから、改正後の公害防止等業務手当に関する規定につきましては、改正法の施行期日である本年6月1日から適用しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第7号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○熊谷人事課総括課長 議案第7号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案(その2)の21ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、お手元に配付しております条例案の概要により説明させていただきます。

1の改正の趣旨についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の休業の状況を加えようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。現在地方公務員法第58条の2の規定を根拠とする本条例の規定に基づき、各任命権者から人事行政の運営等の状況、具体的にはこちらの資料の上段の囲みに書いてございます項目について報告を受けまして、これを取

りまとめて公表しているところであります。

先般地方公務員法が改正されまして、任命権者が地方公共団体の長に対して報告すべき人事行政の運営の状況の項目に休業の状況が追加されたところであり、これに伴い条例第3条において定めております任命権者が知事に対し報告すべき人事行政の運営の状況に職員の休業の状況を加えようとするものでございます。

なお、職員の休業の種類ですが、地方公務員法におきまして、自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び大学院修学休業の4種類が規定されておりますので、今般の条例改正に伴い、具体的にはこれらの休業の状況が報告の対象として追加となるものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。公布の日から施行するとともに、経過措置として、今年度の任命権者からの報告については、改正後の条例に基づいた内容による報告とすることとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号岩手県県税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案第8号岩手県県税条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その2）の23ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

第1の改正の趣旨についてであります。地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正に伴い、県民税の法人税割の税率を引き下げ、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の税率を改め、法人の事業税の特例措置の税率を引き上げる等、所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず（1）の県民税関係についてです。法人県民税法人税割の税率を3.2%、特例税率を4%に引き下げようとするものです。これは、都市と地方との税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るため、平成26

年度税制改正において法人住民税の一部が国税化され、その税収全額が地方交付税原資とされたものです。法人税割の特例税率についてですが、資本金1億円を超える法人、または法人税額が1,000万円を超える法人については、本則税率に0.8%を上乗せし、超過課税として御負担していただいております。特例税率分の税収は、いわて県民計画の産業・雇用の諸施策の推進のための財源として活用させていただいており、このような法人については、引き続き本則税率3.2%に0.8%を上乗せして4%を御負担いただくとするものです。県独自措置として、超過課税を実施していることから、この点について4月上旬に岩手県法人会連合会と関係団体で説明をし、了解をいただいているところです。

次に、(2)の事業税関係についてです。国税である地方法人特別税の税率引き下げに伴い、その引き下げ相当分を法人事業税に復元するため、法人事業税の税率を引き上げるものであります。地方法人特別税は、都市と地方との税源の偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年に創設されたもので、法人事業税の税率引き下げ分を国税化したものです。

法人住民税における地方法人課税の偏在是正が実施されることに伴い、地方法人特別税が3分の2に縮小されたため、引き下げ相当分である3分の1を法人事業税に復元するものです。なお、改正後の法人事業税の税率は、条例案の概要の2ページに記載のとおりでございます。

次に、(3)の自動車税関係で、自動車税グリーン化特例の見直しについてです。この特例は、税収中立を前提に、環境性能のすぐれた自動車の税負担を軽くし、新車登録から一定年数を経過した自動車の税負担を重くすることにより、環境性能のすぐれた自動車の普及促進を目的としているものです。今回の改正は、税負担を軽くする軽課の軽減割合をおおむね75%、あとは50%とし、税負担を重くする重課の割合を、乗用車についてはおおむね15%、バス、トラックについてはおおむね10%とするものであります。なお、特種用途車、いわゆる8ナンバー車の税率は、各団体で定める必要があります。特種用途車の重課割合については、地方税法の改正の考え方に倣い、乗用車ベースのものはおおむね15%、バス、トラックベースのものはおおむね10%とするものであります。

次に、(4)のその他についてですが、公益法人等に対して、財産を寄附した場合の個人の県民税にかかる譲渡所得等の課税の特例について、対象となる法人に合併により資産の移管を受けた法人等を加えること等、地方税法の改正に伴い所要の改正をしようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。 (1)に記載の日から施行するとともに、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小向税務課総括課長 議案第9号企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その2)の58ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明させていただきます。

1の改正の趣旨及び2の条例案の内容についてであります。地方税の課税免除に伴う地方交付税による減収補填制度について定める総務省令の一部改正に伴い、県税の課税免除の適用対象となる特定事業のための施設の設置にかかる基本計画の同意の期限を平成28年3月31日まで延長しようとするものであります。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するとともに、所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○安岡警務部長 議案第25号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明いたし

ます。議案（その2）の79ページをお開き願います。内容につきましては、お手元にお配りしております議案第25号関係の資料により御説明いたします。

この議案は、財産の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付する契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、今回議会の議決を求めようとするものであります。

次に、取得しようとする財産について御説明いたします。財産を取得する目的については、岩手県警察における情報の処理の用に供するためでありまして、取得する財産については、種別は備品、名称及び数量は、汎用電子計算システム機器等一式、取得予定価格は4億4,712万円であります。契約方法等については、一般競争入札により日本電気株式会社から取得しようとするものであります。取得の方法は、買い入れであります。

取得する理由については、平成27年2月末をもって、同機器にかかる賃貸借契約が満了することから、同事業を継続するため、機器の買い入れをするものであります。

システムの概要については、議案第25号関係資料の3ページをごらん願います。汎用電子計算システム機器等は、二つのシステムを運用しています。一つ目の全国犯罪情報照会システムは、指名手配、行方不明者、盗難車両などの情報についての照会、管理が可能で、主に各警察署において利用しており、犯罪の抑止、捜査などに必要不可欠なシステムであります。

二つ目の運転免許管理システムは、運転免許行政の根幹となるシステムであり、各免許センターのほか、各警察署でも利用しており、自動車運転免許を有するすべての人の運転免許情報を管理する重要なシステムであります。メインシステムを警察庁サーバーを介して全国都道府県警察において情報を共有し、運用しております。

最後に、参考資料として入札経過説明書を添付しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岩崎友一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨耆朗委員 平成27年2月までの賃貸借契約が終了するということですが、前は買い入れではなかったということですか。今回買い入れということの理解でよろしいですか。

○安岡警務部長 御質問のとおりです。現行の契約については平成27年2月まで賃貸借契約を行っておりまして、その後は購入という形となっております。これについては、賃貸借と備品購入の両面で検証した結果、機器のリース料の削減など経常経費の圧縮が期待できるということで、備品購入としたものでございます。

○佐々木博委員 入札説明会には5者が参加したけれども、入札したのは1者、NECだけですよね。それで、全国犯罪情報照会システムとか、運転免許管理システムというのは、これは警察庁のサーバーも全部同じようなメーカーで統一されているものなのか、あるいはメーカーが違っててもソフトが同じであれば対応できるものなのか、どういうふうになっているのでしょうか。

○安岡警務部長 今回の機器の仕様については、御指摘のとおり警察庁及び全国の都道府

県警察とデータの相互利用が可能であるということが必要になりますので、利用予定であるソフトウェアの動作保証を行える機器であることと、あと現行のデータの移行が行われることというのを仕様に盛り込んでおりますけれども、そういう仕様を満たしておれば、調達機器のメーカーの指定はしていないということでございます。

○**工藤大輔委員** これまでの契約の内容がどうだったかと、今後このシステムを購入して活用するというのであればどのぐらいの活用頻度の判断で購入に至ったのか。また、購入するに当たって、今度はメンテナンス等、例えば管理の分野でも経費等はかかると思いますが、それらはどのように見通しているのかどうか。

○**安岡警務部長** 今回賃貸借から備品の購入を行うということになりまして、メンテナンスにおいては、実際システム構成の変化を特にするものではなく、現在行っている内容を継続するというのを業務の内容としておりますので、基本的にはメンテナンスコストは下がると考えているところであります。

このシステムについては、最初に御説明いたしましたとおり、全国犯罪情報照会システムと運転免許管理システムを運用する基幹的なシステムでございます。犯罪の捜査ですとか、あるいは運転免許の発行、更新、それから違反の点数の管理であるとか、そういう基幹的な業務に利用するというところでございます。

○**工藤大輔委員** 今後システム上、プラスしなければならないような事情が発生した際に、これは日本電気株式会社——契約の相手先とそういった障害が発生した際には、何らかの取り決めだとか、警察で取り扱うシステムなので、その辺りの早期対応を決めておくことも今後考えられるかと思いますが、それら今後のことも含めて相談というか、方向性を一にしての購入ということなのかという視点を確認したいと思います。

○**安岡警務部長** 当面、この両方のシステムについては、警察庁及び全国の都道府県警察で引き続き基幹のシステムとして運用するというようになっておりまして、それを前提とした形で購入をいたすというものでございます。ということでございますが、今後の状況を見ながら判断をしていきたいと思っておりますし、委託業者とも密接に連携をとって対応をしていきたいと思っております。

○**岩崎友一委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** それでは、ほかになければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定い

たしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**岩崎友一委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第79号尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願を議題といたします。

その後、当局から参考説明はありますか。

○**佐藤総務部副部長兼総務室長** 受理番号第79号尖閣諸島の実効支配の推進及び領海警備法の制定を求める請願について御説明申し上げます。口頭での説明となります。

4月15日の当総務委員会で説明した以降の動きでございますが、アメリカのオバマ大統領が4月23日から25日の日程で国賓として来日しました。その際、安倍首相と日米首脳会談が行われ、日米共同声明が25日に発表されております。声明には、日中が対立する尖閣諸島問題についても触れられ、米国の日米安保条約に基づくコミットメント、いわゆる関与は、尖閣諸島を含め日本の施政下にある全ての領域に及ぶと明記されたところでございます。

中国が領有権を主張する尖閣諸島は、日本の施政下にあり、武力攻撃があった際は、日米安全保障条約に基づき、日米両国がそれぞれの憲法手続に従って対処するとの考えを正式に表明したものであります。

以上で説明を終わります。

○**岩崎友一委員長** この件につきましては、4月の当委員会におきまして、委員会としては、非常に繊細な問題であることから、結論を出すことは難しいといった意見もございました。また委員から、請願者から請願趣旨についても委員長から確認をしたらどうだというお話がございましたので、請願者の方と会ってお話をいたしました。請願の意図は、請願趣旨で書いているとおりでありますけれども、こういったときだからこそ、しっかりと委員会として結論を出してほしいという思いが強いようでありました。また石垣島の件、下二つの段落に書いてありますけれども、やはり何とか石垣市の方々の力になりたいというような思いもあるようであります。請願者といたしましては、採決をお願いしたいというような思いがありましたことを御報告させていただきたいと思っております。

それでは、本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

○**佐々木博委員** まず、委員長に御努力いただいたことに対しまして、御礼申し上げたいと思っております。私は、この請願は、県議会として判断するには余りふさわしくないというふうに実は思っておりまして、そういったこともあって委員長にお願いした経過もあるわけではありますが、請願者がどうしても採決によって決着をつけてほしいということだと伺いましたので、であるならば、この請願は、私は県議会に余りなじまない請願だというこ

とでありますので、不採択としたいと思います。

○**工藤大輔委員** この内容について、請願趣旨の9行目に書かれている日本の法整備上、退去要請しかできないということではありますが、退去要請をした上で、海上保安庁は臨検等も、それに従わない場合には臨検統合もできますし、また警告弾等で警告ができる。あるいは侵入してきた船が、武力を行使する可能性があるものについては、武装の可能性があるということとなれば、過去にも威嚇射撃をしたケースもあったり、決して退去要請しかできないということだけではないのではないかと。また、請願事項の2、3に書かれている、速やかな法整備ということが何を、どういったものが必要なのかということが、私の中でも明確に整理されていないということもあり、これを現時点で通すというわけにはいかないと思い、不採択にすべきというふうに思います。

○**岩崎友一委員長** 不採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第101号立憲主義を否定する集団的自衛権の行使容認に反対し、憲法を守り、生かすことを求める請願、受理番号第112号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める請願及び受理番号第113号集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める請願、以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**佐藤総務部副部長兼総務室長** 受理番号第101号立憲主義を否定する集団的自衛権の行使容認に反対し、憲法を守り、生かすことを求める請願、受理番号第112号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める請願及び受理番号第113号集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める請願につきまして御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元に資料をお配りしておりますので、それにより説明させていただきます。

4月15日の当総務委員会で説明した以降の動きでございますが、5月15日に安倍首相の私的諮問機関——安全保障の法的整備の再構築に関する懇談会から報告書の提出を受けて、これまで与党内で協議が進められ、去る7月1日に、国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についてと題する閣議決定が行われました。安倍首相の当日の記者会見では、新しい安全保障法制の整備のための基本方針と述べているところでございます。

その内容は、8ページに及ぶ長文となっておりますことから、要旨を概要として整理させていただきました。まず、冒頭として、我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面しているとし、防衛力の強化と、同盟国の米国や友好国と連携し、相互に支援することで抑止力を高めることが重要で、切れ目のない対応を可能にするため、必要な国内法制を整備するとしています。

次に、武力攻撃に至らない侵害への対処、いわゆるグレーゾーン事態への対処については、第1に、離島周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生した場合、これは漁民を装った武装集団が離島に上陸する事態を指していると思われませんが、自衛隊出動の迅速化の方策を検討する。第2に、米軍部隊の武器などを防護するための武器使用を行えるよう法整備をするとしております。

次に、国際社会の平和と安定への一層の貢献については、第1に、後方支援であります。これまで非戦闘地域や後方地域に限定し、後方支援をしてきましたが、これらの枠組みを廃止し、国連安保理決議に基づき対応するとき、自衛隊が支援活動で役割を果たすことは必要としています。なお、これまで同様、現に戦闘を行っている現場では実施しないとしております。第2に、国連平和維持活動、いわゆるPKO等がありますが、国連職員が武装集団に襲われた際、武器を使って助ける、駆けつけ警護や任務遂行のための武器使用のほか、昨年アルジェリア人質事件を念頭に、領域国の同意に基づく邦人救出等の武力行使を伴わない警察的活動ができるよう法整備を進めるとしております。

裏面をごらん願います。憲法9条のもとで許容される自衛の措置については、他国に対する武力攻撃でも我が国の存立を脅かすことも現実に起こり得るとし、紛争が生じた場合、平和的解決のため最大限の外交努力を尽くし、これまでの憲法解釈に基づいて、あらゆる必要な対応をとることは当然だが、それでもなお我が国の存立を全うするため万全を期す必要があるとし、自衛の措置としての武力行使の3要件について、第1に、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合。第2に、我が国の存立を全うし、国民を守るために、他に適当な手段がないとき。第3に、必要最小限度の実力を行使するとしています。憲法上、許される武力行使は、国際法上の根拠と憲法解釈を区別し、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるとし、原則として事前に国会の承認を求めるとしております。

最後に、今後の国内法整備の進め方についてですが、これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、内閣として決定を行うわけですが、こうした手続を含め、根拠となる国内法が必要となり、今回の閣議決定を踏まえ、政府として法案の作成作業を開始し、十分な検討を行い、準備ができ次第、国会に提出し、御審議をいただくこととするとしております。

以上で説明を終わります。

○岩崎友一委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○久保孝喜委員 補助説明について関連してお尋ねをしておきたいと思っております。既にこの問題は、本会議でも一般質問の中でやりとりがあつて、知事からは、今回の閣議決定については不十分な議論のもとで進められたという意味で、遺憾の意が表明されたというふうに思っております。

政治家である知事のそういう見識が本会議で披歴されたわけですがけれども、一方で地方自治体として、この問題をどういうふうに見ていくのかということも、実は問われている

のだろうと思います。県としてこの集団的自衛権の行使容認という新たな方向性と、自治法によって責務が課せられている県民の生命、財産を守るという、その使命との関係において、具体的な県行政の計画だとか、あるいはさまざまな条例などを含めてどうの変更があり得るのかという洗い出しの作業というのはされているのでしょうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

○佐藤総務部副部長兼総務室長 何分国からの情報が非常に限定的でございまして、今回の閣議決定の内容についても、国のホームページを探し出し、きのう初めて、その内容について見たところでございます。

また、先ほども概要として参考資料は整理をさせていただいたところでございますが、何せ8ページに及ぶ長文でございまして、情報のよすがとするのはマスコミの報道であったり、あるいはテレビ等のニュース解説等ということで、本当に情報がきちんと国から地方に提供されてございません。

そういった意味において、今後具体的な内容がどのような形で、国のほうも検討作業に入るとはしてございますが、そういった具体的な内容が現段階においては不明でございますので、今後の検討課題、洗い出し作業についても、国の動向等を注視してまいりたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 今の答弁にあるように、まさに事ほどさようにですが、国の存立を全うし、国民を守るための云々という、その閣議決定のタイトルが、具体的に国民には何が今危機であって、なぜこう変えなければならぬのかというそもそもの根拠が全く示されない中で、前のめりになって今回の閣議決定になったと私は思っているわけです。

そこで、これから国内法の整備等が国会にも提出されるということですから、具体的に県行政へのかかわりはその時点でもろもろ出てくるのだろうと思いますが、私は今問題意識として持っているのは、最大の要素は、平成21年3月に制定されました岩手県国民保護計画、これとの関係において、集団的自衛権の行使容認がどういう事態を引き起こすのかということを実際に自治体として考えなくてはいけないというふうに思うわけです。この保護計画は、いわゆる有事立法のもとで、都道府県や市町村に計画策定が義務づけられたものではありませんけれども、しかもこの保護計画の発動を根拠というのがほとんど国によって行われるという制約があって、県行政が主体的判断によってどうこうできるという余地は非常に狭い、少ないわけではありますけれども、しかし保護計画の中身にも実はいろいろ書かれてあって、自治体の長、都道府県の場合は知事が判断をしなければならない要素というのでも出てくるわけです。基本的に、国民保護計画は有事法制の名のもとで、他国からの武力的侵攻などがあつた際に、あるいはテロなどがあつた際にどうするかという、事後的な対応策が主になっているわけですが、今回のように私たちが想像もしないところで、ある日突然、集団的自衛権行使の名のもとで、武力的な交戦状態が起きた場合、あるいはそういう交戦状態だと相手国側が認めてしまった場合、直ちに相当の距離が離れている日本国内にあって国民の生命、財産に危機が及ぶ可能性は当然出てくるわけ

です。その際に、自治体の長が県民の保護ということについての責務を果たしていかなければならないというのが、有事法制のもとでは国民保護計画の中で定められているわけです。

そうしますと、今回の集団的自衛権行使容認という決定は、ある意味、24時間、365日、国の動向に対して注視をして、その外交的努力がどこで破綻をしていくのか、あるいは武力衝突にまで発展しかねない状況がどうなっていくのか。そこを見ておかないと、地方自治体の責務すらも果たし得ないということに結果的になっていくという意味で、単純に国政の話だというふうにして、脇に置いておく話では決してないと思っているわけです。

そういう意味で、非常に制約のある、あるいは主体的判断の余地の少ない岩手県国民保護計画ではありますけれども、しかしこの計画を持っている自治体が、今回の国の方針転換といいますか、新たな方向性に対して心配である事項を列挙して、これを国に上げていくという、そういう作業は、国から言われようと言われまいが、地方自治体の責務として、当然のこととしてやっていかなければならないのではないかというふうに思うのですが、その点について見解をお示しいただきたい。

○小向総合防災室長 先ほど副部長から説明を申し上げましたとおり、今後国内法の整備ということになるわけでございますけれども、その中に国民保護法であり、あるいはさまざまな有事法制があるというふうに考えております。そういった法令の動向も踏まえまして、これら県の国民保護計画の中身の検討といったことも行っていかなければならないと考えてございます。

○久保孝喜委員 基本的にはそういうことだと思うのですが、ここまで議論というか政治的にある種の大きな対立点というのが浮上され、結果、国論を二分するような、そういう状況にある中であって、先ほど来申し上げた県自身が持っている行政計画としての国民保護計画ですよね。これについてどういう不十分さや、あるいは懸念が生ずるのかということは、法律がどう改正されようがされまいが、あるいは後日、そういうお達しがあるであろうが、これは自立的に自主的に行っていかなければならないという要素があるということ認識すれば、今のお話だと、国の法制度が変わっていくだろうから、そのときには考えましょうという話になっていますけれども、そういう論理の展開では、恐らくないのではないかと思います。知事が既に方向、方針というのは極めて疑問があるというふうに言っているわけですから、それに即して先取りで、具体的な検討あるいは洗い出しということをしていかななくてはならないのではないかなと思うのですが、この点、総務部長はいかがでしょう。

○小田島総務部長 いずれ、国民保護法に基づく岩手県での計画はございますが、有事には、国民保護対策本部を設置することになるわけです。そういう意味では、今回の集団的自衛権の行使が、これに与える影響というのはあり得るというふうに考えてございます。全体的な見解については副部長、それから総合防災室長が申し述べたとおりではありますけれども、どういうふうな形で影響が及んでくるのかということについては、我々のほう

でも考え方について整備をしながら進めていきたいと考えます。

○岩崎友一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りをいたします。

まず、受理番号第101号立憲主義を否定する集団的自衛権の行使容認に反対し、憲法を守り、生かすことを求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」、「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第14第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたします。本案については、委員長は否とすることに決定いたします。よって、本請願は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第112号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないよう求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」、「不採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決をいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩崎友一委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第113号集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、先ほど採択と決定した受理番号第112号及び113号につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたい

と思います。

これについて、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

次に、受理番号第 109 号軽油引取税に係る免除措置の恒久化を求める請願及び受理番号第 110 号免税軽油制度の継続を求める請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○**小向税務課総括課長** 受理番号第 109 号軽油引取税に係る免除措置の恒久化を求める請願及び受理番号第 110 号免税軽油制度の継続を求める請願について御説明申し上げます。配付資料を参考までにごらんください。

まず、軽油引取税の免除制度について御説明申し上げます。免税軽油制度は、軽油引取税が道路に関する目的税であったことから、道路使用に直接関係しないと認められる一定の用途に使用される軽油の引き取りについては、対象者及び用途を限定して課税免除する措置がとられているものです。具体的には、農業、船舶、林業等の一定の動力源の用途に軽油を使用する場合に、申請により 1 リットル当たり 32 円 10 銭の軽油引取税を免除する制度となっています。

本県にあっては、平成 24 年度において全業種で 1 万 488 人、2 万 9,627 キロリットル、税額にして 9 億 5,100 万円余を免除しているところです。平成 21 年度の税制改正において、軽油引取税が目的税から普通税に移行したことから、化学製品を製造するための原料となる軽油を除き、原則全ての軽油の使用を課税対象とした上で、農業等の第 1 次産業、警察または消防等の公共目的に使用するもの等の軽油免税措置については、政策判断等から平成 27 年 3 月 31 日までの措置として存続されていたところです。

今後につきましては、国において、平成 27 年度税制改正の際に議論が進められ、免除措置の継続の取り扱いについても検討されるものと承知しているところです。

以上で説明を終わります。

○**岩崎友一委員長** これらの請願に対し、質疑、意見はありますか。

○**柳村岩見委員** 減免された税の額は、説明資料に書いているので結構ですが、免税を受ける手続があって、免税となる軽油を使う使用者となること、そして免税証をもらうことで報告義務がございます。報告義務があって、その報告をしなかったときの罰則もあります。

それから、農林漁業者が対象免税対象者だったりしますと、農林水産部などでは査察と

は言わないけれども、免税の趣旨に従って使われているかということ进行调查します。そのことについて、今ここに農林水産部はいないわけだが、税にかかわる問題として、その状況というのを農林水産部関係の減免者がどう免税を申請したか。許可をもらったことに対する、ちゃんとなっているかどうかを調べている結果ということについて、やっぱり税務課としては情報を共有していなければならないと思いますが、どうなっていますか。

○小向税務課総括課長 軽油引取税の制度全般につきましても、例えば引き取りの数量の適正だとか、それから軽油の質——混ぜものがないか、混ぜれば脱税になるわけですが、そういうふうなこと。それから、ただいまの免税軽油の使用者につきましても一覧表をつくりまして、各使用者が3年とか2年とかに、その規模によりますが、満遍なく調査を継続するようになっております。

それから、報告義務というものは、これは報告がないということにつきましては、免税軽油を使わせない措置も含めましてあるわけですがけれども、訓示的な内容になっておりまして、まず報告がないと調査に参ります。それから報告があっても、単位時間当たりの使用数量とか、あるいは作業の回数だとかに疑問があれば、直ちに行って調べることになっておりまして、それで明らかに間違いやら意図的なものがあれば、その分について申告してもらったり、あるいはこちらのほうから税額を決定して、通知をして納付していただく等のルールが計画的に行われております。

あと農林漁業者の関係につきましては、比較的、年間使用数量の部分的な交付になっておりますので、零細的な方々については、ほぼ使い切りというふうなこともございまして、農業者の一人一人について、例えば調べるようなことは行っておらないというふうなものもございまして。

以上でございます。

○柳村岩見委員 行っている、行っていないではなくて、免税を受ける理由に従った使われ方がしていると思うか思わないか、おおむねどうなっているのだという話を聞きたい。

○小向税務課総括課長 失礼しました。免税の用途というのは限定的に列挙されております。それで、使う機械についても指定されております。登録されておって、知らない間に同じ機械、型式のものでも入れかえがありますと、それは取り消しになって納付してもらおうというふうなことになります。その点についても調査の対象としております。用途外に使われていたというふうなことについては、重要な調査ポイントでございますので、調べて、定められた用途に使われておるというふうなことは確認を随時、常にしておるところでございます。

○柳村岩見委員 要は、おおむね正常に申請のとおり使われていると把握しているかしていないかだけの質問です。調べるのは、こういうふうに調べましたというのは、今おっしゃったとおりなのだけれども、それはともかくとして、おおむね、あるいは免税の求める理由に従った使用がなされているか、どうかということです。

○小向税務課総括課長 間違った使われ方をしているとか、そういうふうなものの事案

は、最近では極めてまれでございます。相当前には割とあったようにも記憶しておりますが、現在ではほとんどそのような例はないということから、ほぼ完璧に用途内で使われているものと認識してございます。

○**嵯峨老朗委員** ガソリンを入れるときは、その場でガソリン代を払いますね。軽油もそうなのですか。そうすればそこで代金を払って、税金も払ってくると。そして、今柳村委員が言ったとおり、届けることによってその分を還付するのですか、どういうふうにして減税の手続をしているのですか。

○**小向税務課総括課長** 免税軽油を申請した方が買うときに軽油を引き取る、運んでもらってもそうですし、あるいは給油するときもそうなのですが、そのリッター数に応じた免税証というものを発行してございます。それを軽油と一緒に引きかえ時に渡して、その分安く買える。リッター当たり 32 円 10 銭分安くお金を払うというふうな、軽油を納品のときと一緒に免税証を渡すというふうなことでございます。

○**岩崎友一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。1 件ずつお諮りをいたします。

まず、受理番号第 109 号軽油引取税に係る免除措置の恒久化を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 110 号免税軽油制度の継続を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

先ほど採択と決定した受理番号第 109 号及び第 110 号につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩崎友一委員長** 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩崎友一委員長 これについて、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ないようでございますので、これをもって意見交換を終結します。

お諮りします。意見書案は、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 1点お聞きをしたいと思います。

今定例会の一般質問の中でも、交通安全対策などについての質疑が交わされており、免許証交付後の具体的な事故や対策の部分が質疑されておりますが、やはり交付する段階からも、しっかりと安全意識の定着というものはしていかなければならないのではないかとこのように考えているところであります。自動車学校に業務を委託されていると思いますが、一部報道で自動車学校における不祥事等が発生をしたということがありました。仮免許の試験が漏えいしたということだったようでございますが、その事実経過と、それに対する具体的な対策をとって再発防止をされていると思いますけれども、それらの内容についてお示しを願いたいと思います。

○藤田参事官兼交通企画課長 本件は、本年4月2日に新聞等で報道されておりますけれども、事案の概要につきましては、昨年11月18日、陸前高田ドライビングスクールの当時の管理者が、教習生の仮運転免許の学科試験の便宜を図るため、公安委員会から配布を受けた学科試験問題を模写して作成した模擬試験問題を教習生に不正に提供したということでございます。本件につきましては、所要の捜査を行いまして、本年4月1日、当時の管理者を道路交通法違反の被疑者として盛岡地方検察庁一関支部に書類送致しております。

これに関しまして、再発防止策といたしまして、本件に基づく捜査におきまして陸前高田ドライビングスクールの不正が認められましたことから、当スクールに対し、勧告命令という行政処分が行われたほか、仮運転免許試験及び仮運転免許証の作成交付業務を1カ月間中止させ、適正な業務についての対応措置をとらせてところであります。

また、県内の自動車教習所に対しましては、本年4月9日の緊急の自動車教習所設置者、管理者合同会議及び5月23日の設置者、管理者合同会議におきまして、同種事案の絶無について指示するとともに、今年5月20日付で、運転免許課長通達を発出し、指定自動車教習所の仮運転免許学科試験問題の適正な管理等について指示しております。

こうした指示とあわせまして、指定自動車教習所に対する随時の立ち入り検査を実施し、仮運転免許試験問題の管理状況、仮運転免許試験と模擬試験との分離に関して指導しているほか、指定自動車教習所に対する技能検定の立ち合い検査の機会を通じた指導にも配慮

しているところでございます。

県警察といたしましては、今後とも指定自動車教習所の職員に対しまして、各種研修会や職員講習など、あらゆる機会を通じまして、企業コンプライアンスの徹底について指導、監督し、同種事案の再発防止に努めてまいり所存であります。

○**軽石義則委員** ありがとうございます。あつてはならないことだと思いますし、今後再発しないようにしっかりと徹底をしていただきたいと思います。加えて指導だけでは全てが解決しない課題も背景にはあることも考えられますので、ぜひそれら業界の皆さんとしっかりと意思疎通を図った上で、さらに対応していただくことをお願いし、終わります。

○**久保孝喜委員** 3点ほどお尋ねをしたいと思います。

最初に、JR線の問題でございしますが、今回も一般質問で、本会議で質疑が交わされたところなのですが、本会議答弁の中で、沿線市町村等含めてJR側の提案、つまり三鉄移管にかかわってのさまざまな検討をしているのだということではございましたが、従来この委員会の中でも、検討するについてもJR側からしっかりとした情報提供がなければ検討の土台ができないものだと、こういう話がありました。したがって、検討されているということの前提には、そういう情報が十分開示されているのかどうか、まずそこを確認したいと思います。

○**佐々木交通課長** 情報の開示という話でございましたけれども、基本的にはちょっと前の振り返りになりますけれども、1月31日にJRのほうから山田線の三鉄移管の話がありました。2月11日に沿線首長会議がありまして、詳しい御説明をいただいたと。そして、10日後の2月21日に地元側に考え方というものを投げ返したというふうな経緯がございます。これらの中で、JRの考え方、それから地元側の考え方というのはお示したわけではございますので、それに基づきまして検討を進めているという状況でございます。

○**久保孝喜委員** その検討をするに際して、例えばJRのこれまでの運行実態だとか、あるいは施設の概要だとか、あるいは耐久年数の問題だとか、移管された場合に、当然検討しなければならない事項というのは山ほどあるのだと思うのですね。そういう情報がJR側からきちんと開示をされて、こうなっていると、ついでには三鉄移管を含めて検討してくださいということだとすれば、そういう情報がちゃんと来ているのかどうかということをお聞きしたのです。

○**佐々木交通課長** 大変失礼いたしました。JRのほうには、当初からお願いをしておりましたのは、山田線——宮古釜石間ということになりますけれども、どれだけの費用がかかっていたということをお示しいただきたいと。岩泉線の場合は限られた区間ということなので、それにつきましては、岩泉線の休止等の話が出た中でこのくらい赤字が出ているというはお示しいただいたことがありましたので、しかるならば宮古釜石間についても出してもらえないかと、今の件だけではなくて、沿線自治体からもそういう声が出ているということではございます。JRからは、なかなかその数字については、現時点で示すこと——このくらい被災があり、赤字が出ているという数字については頂戴できていないとい

う状況でございます。

○久保孝喜委員 だとすれば、そういう情報がない中で、何をどう検討できるのだろうかという疑問が出てくるわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○佐々木交通課長 検討の話でございますけれども、JRは鉄道事業者ということがありまして、それから三鉄も規模は違いますけれども、鉄道事業者でございますので、三鉄のほうとすれば、仮にの話ですけれども、三鉄移管になった場合にどのぐらいのオブザーバーと言いますか、JRからの情報提供がなかなかないので、詳しい数字をつかむというのは正直難しい状況はありますけれども、とはいいいながら、JRのほうからは一時金という形で一定額というお話は前にいただいていることもありますので、本当にそれでやれるのかというところをつかむ努力をしていくということでございます。

○久保孝喜委員 今のお話を聞いて、非常に危ういなという感じがするわけです。つまり、外見的に外側のパッケージは三鉄移管だという形で示されてはいるけれども、これから仮に三鉄が営業継続をした場合の中身が全く見えない中で、しかもその数字も、もとななる検討材料である数字すらも明らかにならない中で、推測に推測を重ねて検討するのですか。結局そういうことにしか聞こえてこない。

ですから、この問題においてもJR側の非常に不十分な対応ということが浮き彫りになっているのではないかなという気がしてならないわけです。ここを幾らつついてもしようがないと思うので、それはその問題として十分これからJRに求めていただきたいというのがまず一つです。

一方で、これまた従来からずっと繰り返しの話になっているわけですが、そういう検討をします、不十分ながら検討するということを進めつつも、県のスタンスは、しかし鉄道の復旧はJR東日本の責任において早急にやってくださいということもまた一方で言っているわけですが、そこに対するJRのその後の対応、それから国土交通省にも要請をしていると、こういうことでしたから、国土交通省の対応の状況をお示しいただきたい。

○佐々木交通課長 今お話がございましたとおり、山田線区間を一日も早く鉄道復旧を図りたいという思いは持っておりますので、それにつきまして三鉄移管という方法も選択肢の一つとしては当然であると。それから、従来からそもそもJRが会社の責任として復旧させ、JRが被災前と同じように運行することも当然ございますので、ここは両面という形でございます。

それから、あとは国の対応でございますけれども、国のほうにも要望の際には、鉄道復旧がなされるように早急な整備を、JRに対して御指導をお願いしたいということをお願いしている状況でございます。それに対しまして、国のほうからわかりましたとか、そういうふうなお話はなかなかいただけない状況でございます。

○久保孝喜委員 実は、先般東京で地域公共交通の将来というシンポジウムがあって、私も行って見ましたけれども、三鉄の望月社長もパネラーの一人として参加をして、そこで言われているのは、鉄道はネットワークだと。それがネットワークとしてきちんと成立し

ない限り、鉄道の役割というのは半減以下になってしまうということを盛んに言われたわけです。

そこで、今回の被災地における鉄道交通、地域公共交通の復元ということに関して言えば、皆さんが口をそろえて言ったのは、それぞれの沿線の市町村は、もちろん当事者ですけども、広域自治体としての県の役割は非常に大きいということをシンポジウムでも言われたわけです。

そういう点で考えると、例えば大船渡線BRTが一部運行しています。これをごらんになった方も、我々も見ましたし、それから全国からもさまざま視察が来たりしているわけですけども、見た方が一様に言っているのは、これが仮復旧なのかと。つまり仮復旧という名には、似つかわしくないかなり本格的な運行システムの中で行われている。しかも、増便しているのは悪いわけではありませんけれども、従来の鉄道の際の便数から比べると、観光便だと称して便数もふやしたりという形で、事実上、仮復旧ではなくて、事業主体の側は本復旧という形態で、もう走り出しているのではないかという感想があちこちから聞こえているわけです。

そういう状況をつぶさに県がウオッチして、それぞれ適切に問題の所在を常に指摘をし続けたいと思いたいと思うのですが、このBRTの現状についてはどういう感想をお持ちでしょうか。

○佐々木交通課長 今お話ございましたとおり、BRTにつきましては、仮復旧という形でスタートしているというのがございます。私も現地のほうを拝見したのですけれども、例えば盛駅に立派なロケーションシステムが控室にどんとついているとか、あるいは地元のほうから要望があれば基石海岸の地域ですか、新駅を設置しましょうとかですね。あとは専用道路区間も徐々に延長しているという流れもございまして、おっしゃるとおりJRとすれば、BRTについて、地元の要請を受ける形で利便性の向上を図っているというような状況でございます。

地元の船渡市、陸前高田市等とは、意見交換、情報収集を現地に出向いてやっております、その中では、やはり地元とすれば、BRTの利便性が上がることは非常にありがたいけれども、望んでいるのは鉄道復旧だということでございますので、その点は、県としても思いは同じでございます。その点はしっかり鉄道復旧が果たされるように努力してまいりたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 この項目で最後にしますが、ローカル線対応の問題、赤字地方線の問題です。既に報道があるように、例えば北上線では2市1町で利活用の促進のための新たな組織立てをするという方向が確認されて作業に入っているというふう聞いております。そこでこうした被災地における鉄道の現状や、今置かれている赤字地方線と言われるそれぞれの路線の行く末を考えたときに、県がどういう役割を果たしていくのかという観点で一つだけ見解をお聞きしておきたいわけですが、例えば北上線2市1町で協議会をつくるといった際に、県の立ち位置はどこにあるのかということなんです。

基本的にそういう沿線、しかも複数の自治体にまたがって、なおかつこれは県境を越える話でもあるので、秋田県との協議も必要でしょうけれども、岩手県と秋田県の両県がこの沿線の利活用問題に積極的にかかわるといふ点で、正規の協議会メンバーに入っていくということが必要なのではないかと。それが県の姿勢を示すことであつたり、あるいはJRとの連携をこれから密にしていくといふ上でも、極めて重要なポイントになってくるのではないかと思ふのですが、その点はどうにお考えになつておられるのでしょうか。

○佐々木交通課長 県内の赤字ローカル線が今後将来的に維持されるということは、県内の交通ネットワークを考える上で非常に重要なもの、根幹になるものと考えてございます。今北上線というお話が出ましたけれども、県内のJRローカル線の利用実績を見ると、県内では山田線とか、廃線になりました岩泉線とか、その次に北上線が来るといふことでございまして、昨年来は北上線というものが今後県内のローカル線の将来的な維持、存続を図る上で、一つの試金石になるのではないかといふふうにお考えのところでございます。

ちょっとさかのぼりますと、昨年の11月あたりから、まずは地元の北上市、それから西和賀町のほうに今こういう利用状況になっておりますよと。やっぱり地元としてきちんと利用促進を住民の方にも呼びかけて図っていくということが大事ですよといふ趣旨がございました。その後、今度は秋田県のほうに、地元の2市町との協議の場に、初めは横手市に入つていただいて、秋田県のほうにもお声がけをして入つていただくという形で、県が主導する形で、その取り組みを一生懸命やりましょうといふのを地元で声掛けをしたといふ流れになってございます。

先ほどお話が出ました新しい協議会というお話でございますけれども、このメンバーの中には県がしっかり入つて、その取り組みを進めていって、一生懸命やっていきたいといふふうにお考えでございます。

○久保孝喜委員 昨年末に制定された交通政策基本法の中でも自治体の責務というのが明記されておりましたし、そういう観点でも今お話があつたように正規のメンバーとして、きっちり県が関与していくといふことは当然のことながら必要だろうと思ふので、ぜひともそのようにお進めをいただきたいと思ふます。

次に、これまた本会議で取り上げられた課題で、D I O ジャパンの問題でございます。この問題は、所管委員会で、今まさに審議されていることだろうと思ふますが、この場では、当時のトップマネジメントとの関係で、これまでどういう対応がされてきたのか、あるいはされてこなかったのかを含めてお聞きをしたいと思ふます。本会議質疑の中でも実はD I O ジャパンの動向については、昨年の段階からおかしいのではないかといふか、撤退の動きがあるかといふことを含めて情報があつたといふふうにお話されておりましたが、だとすればその段階で、真意がどうかわかりませんが、D I O ジャパン本社長と達増知事との関係性といふますか、交友関係はわかりませんが、関係性があると伝えられていることなど含めて、トップリーダーたる知事がどういう情報を得て、動いたのか動かなかったのか、その辺の経緯についてお示しをいただきたい。

○野中広聴広報課総括課長 D I Oジャパン社にかかる関係でございますが、実は県政提言等におきましても、平成 25 年度に 2 件ほど意見提言が出されてございます。これにつきましては、その内容等を踏まえまして、所管部局である商工労働部のほうに情報を提供し、対応を依頼してございます。そういった中で、まずは所管部局での対応を見ながら、秘書広報室でその辺の対応をとということで経緯を見守ったというふうなことです。

○久保孝喜委員 今の答弁は、結局そういう情報があった際、以降これまでの間、知事自身がこの問題で何か動いたとか、誰かと会ったとか、要請したとか、あるいはそういう対外的な活動をしたということはないということによろしいですか。

○野中広聴広報課総括課長 基本的に、企業誘致にかかる部分については、商工労働部所管のもとで対応していただいておりますが、この案件についての知事への秘書広報室としてのコミットといたしますか、そういったことは直接はなかったということです。

○久保孝喜委員 私もきのう実はある会合——地元の会合で言われたのですが、知事の会見を聞いた人が、そういう問題事案が発生しているときに、知事が、当該の企業に対して、まず発した知事の言葉が今までありがたいことであったという言葉が実に奇妙に写ったと。今、県民自身が被害を被っている、あるいはこれから拡大するかもしれない、という事態が起きているその当該の案件に、のっけの最初に、この企業は大変ありがたかったというふうに発するコメントというのは、県民に対して全く異なるメッセージになっていくかということをやっぱり思うわけです。

そういう点で、今の知事の、全く思わなかったということも含めて、私は非常に残念なのですが、こうした案件について、例えば震災復興とも密接に関係する事業ですよね。しかも所管は商工労働観光部とはいえ、これは岩手県全体の復興にとっても極めて大きな影響を与えることですから、私はまさにトップリーダーの振る舞いとして、まず親交があるのであれば一本電話をかけるとか、あるいは東京出張の際に寄って、何とか継続してくださいとお願いするとか、何らかのそういう対応というのを、まさにトップマネジメントを所管するところでセッティングをしなければいけないのではないかなというふうに思うのですが、秘書広報室長いかがでしょうか。

○東大野秘書広報室長 D I Oジャパンの関係でございますけれども、最初に委員御指摘のあった、ありがたいという知事の発言ですが、これは対談当時の、緊急雇用創出事業を活用した採用について、その時点で、それについて申し上げたものというふうに私は承知してございます。

それから、誘致企業に対する働きかけ等々でございますが、特に社長との交流が特別にあるかということについては、承知してございません。あくまでも企業誘致の社長、役員とのやりとり、そういうレベルだというふうに承知してございます。

大変申しわけございませんが、誘致企業に対してのアプローチというか、やりとりについては、所管の部局において取り仕切ることになってございますので、当室においては特に取り仕切るような動きはしておりません。

○久保孝喜委員 この問題は最後にしますが、寄附金の問題です。これだけ連日報道されているにもかかわらず、寄附金の取り扱いについて推移を見ながら検討しますという本会議での答弁でしたが、いまだに結論は出ないのでしょうか。あるいはどういう方向で検討されているのでしょうか、途中経過をお示しいただきたい。

○小友総務課総括課長 現在県にしろ、国体希望郷いわて大会の実行委員会にしろ、寄附金の返還の明確な基準はないということでございます。ただ、コンプライアンス上、例えば企業の法令違反等の事実が明らかになれば、事の重大性に照らし合わせまして返還する場合もあるというふうに考えられるところでございまして、その推移を見守っております。

○久保孝喜委員 一連の問題、D I O ジャパンに関して言うと、報道先行されていまして、行政対応が後手後手になっているという感じがしてならないわけです。対応のスピード感というのが全く感じられないというのは、本会議でも指摘があったところですが、ぜひ岩手県にとっての、ある意味イメージが損なわれないように、対応については万全を期していただきたい。そのことを申し上げておきたいと思えます。

最後です。復興にかかる情報発信にかかわってお尋ねをしますが、知事が出席をする県政懇談会——「がんばろう！岩手」意見交換会というのがやられているようですが、開催実績と今後の予定などがあつたらお示しをいただきたいと思えます。

○野中広聴広報課総括課長 県政懇談会の開催につきましてでございますが、本年度は開催計画としましては、昨年12回開催してございますが、本年度は3回ふやしまして15回の開催を計画しております。これまで2回ほど開催してございまして、最低毎月1回程度は開催していきたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 議会の終了後、7月8日に宮古で開催する予定が決まっているようですが、ここで特にも若者、女性に特化した意見交換ということを狙っているようなのですが、その若者、女性の出席者はどれぐらいなのでしょう。

○野中広聴広報課総括課長 現在のところ6名を予定してございます。

○久保孝喜委員 そそこでお尋ねしますが、開催の文章の中で時間が書かれているのですが、開催時間が10時45分から12時、つまり1時間15分ですよね。6人の若者、女性が出席をして、知事も出席をして1時間15分の意見交換会、県政懇談会というのは、常識的に妥当でしょうか。

○野中広聴広報課総括課長 懇談会の時間につきましてのお尋ねでございますけれども、これまで限られた時間の中でということではございますけれども、出席者が大体6人から7人ぐらいの出席になってございます。意見交換につきましてはお一方2回から3回、そして今年度は自由懇談ということ、最後の15分でございますけれども、そういった部分を設定してございますので、十分かどうかという判断はなかなか難しいのでございますが、昨年を前提を考えれば少しでも改善しているのかなというふうに考えてございます。

○久保孝喜委員 今改善していると言いましたか。改善しているということは、前回あるいは昨年度はもっと短かったのですか。

○野中広聴広報課総括課長 昨年は60分、1時間で開催してございました。

○久保孝喜委員 普通、どんな行政の会議であっても、1時間や1時間15分で意見交換会なんていう、そういう行事は、私は長いことやっていますけれども見たことも聞いたこともないです。私はこの時間を見て、悪い表現ですけれども、単なるアリバイ行事、アリバイ事業になっていないかという危惧をすぐ持ちました。知事がわざわざ出かけて行って、若者、女性をターゲットにして意見交換をするというなら、最低でも2時間ぐらいの時間をとって、場合によっては昼飯を一緒に食おうかというぐらいの、カレーでも食べるとか、何かもうちょっと身の入った交流なり企画が必要なのではないかというふうに思いましたので、これ延々とやってもしょうがないので、ぜひ検討していただきたい。若者、女性というのは、震災復興第2期のまさに本格復興をうたっている目玉になっているわけでしょう。そういうときに意見交換会が1時間や1時間15分でしたと。しかも改善されましたという話をされると、ほとんど笑い話にしか聞こえないわけです。ぜひ真摯に検討していただきたいと思います。

次に、情報発信にかかわって、実は先般県議会の東日本大震災津波復興特別委員会が宮城県に行って、今まで余りなかったことですが、宮城県議会の議員の皆さん方と意見交換をしたり、交流を深めるという機会がありました。改めてそのときに感じたこととお話を申し上げたいのですが、例えば復興の進捗状況について、ホームページでそれぞれ公開をしているわけですね。我々には白黒のものでしか来ていませんが、岩手県はこういう形で出ている。宮城県もこういう形で出ているのですが、比べて見た方、復興局の皆さんは当然見ていらっしゃると思うのですが、歴然としているのです。何が歴然としているかというと、わかりやすさです。

それで、私が指摘したいのは、本格復興をうたっているにもかかわらず、依然として岩手県の進捗状況は、計画に対してどれだけ進んでいますという話なのです。それを県民に開示している。それ自体は別に否定もしませんし、悪いことではないのです。だけれども、復興がどれだけ進んでいるかというのと、計画に対してどれだけ進んでいるのかというのでは、言葉の違い同様に受けとめる側は全然違うわけです。計画というのは、あくまでも行政の計画であって、あるいは市町村の計画であって、そこにどれだけ進んでいますかという情報開示がもちろん必要ですよ、必要ないとは言っていない。必要なのですが、それでは見る側にとって復興がどれだけ進んでいるかということと結びつくのかどうか。この情報開示というのが、岩手県は非常におざなりになっていないかという問題意識です。

例えば宮城県の場合は、それぞれのセクションごとの復興の進捗状況の中で、震災前はこれぐらいの数字になっていましたと。その中で被災した施設数はこれぐらいありました、あるいは被災した箇所はこれぐらいありました。今どれぐらいこれが復旧されました、残りはいつごろ復旧しますという形で、一つの項目をコンパクトに、全部それが一目でわかるようになっているのです。

ところが、岩手県の情報はどこを見ても、計画に対して何%だとかということは書いて

あっても、震災前がどういう数字で、そして被災がどれだけあって、どれだけ復興、復旧しているのかということがどこを読んでもなかなかわかりにくいという問題点があるのです。3年間の復旧、まさに急がなければならなかったときを越えて、今まさに第2次の本格復興を言っているわけですから、今度は行政の側の尺度ではなくて、県民や、あるいは岩手県の復興に関心を寄せていただいている全国の皆さん方にわかりやすく、しかも丁寧な説明というのが求められているというふうに思うのですが、そういう宮城県の、例えば進捗状況というタイトルからして実は微妙に違うわけですね。岩手県の場合は、主な取り組みの進捗状況、宮城県の場合は復興の進捗状況、この差なのです。県民に対して何を伝えようとしているのかということが明確になっているという点で違いがあると思うのですが、そうした宮城県の進捗状況のホームページにアップするのは、毎月の月命日です。11日の正午に必ずアップされます。というのも象徴的な話です。ぜひこの際ですから、宮城県の進捗状況のこうした情報開示についてどのように受けとめているのか、ここはまさに復興局長にお聞きをしたいと思います。

○中村復興局長 今、久保委員のほうから情報発信の件についてお話をちょうだいいたしました。我々としては、県、市町村、また国もそうですが、行政としてやるべきことをまずしっかりやらなければだめだということは当然ベースに置きながらやっておりますし、またその進捗状況も毎月情報を出しながら、どこまで進んだというところを今お示しをしている状況ではございます。ただ、今委員のほうからお話があった、いわゆる行政以外の部分の取り組みも含めて、復興全体の姿が一体どこまで進んで、残りはどういったスケジュール感で進んでいくのかといったところも含めて、もっとわかりやすく情報発信すべきではないかというお話でございました。

そこは、我々としても十分見直すべきところは見直しながら、また宮城県のところで、参考すべきところは十分に参考にさせていただいて、今後の情報発信の部分についてしっかりと見直しをしてまいりたいと思っております。

○久保孝喜委員 最後にしますが、今復興局長が言われる方向できちんと対応していただきたいのですが、これも今まで何回か予算特別委員会、決算特別委員会などでもお話ししてきたのですが、例えば交通ネットワークのところには、鉄道の話が、岩手県の進捗状況にただの1行もないとかという話。これなどは、県が関与している事業ではないから、当然といえば当然なのです。しかし、県民からすると、岩手県の、あるいは被災地の鉄道、交通がどうなっているかということを見たいと思っても、これだけでは絶対にわからないと、こういうことにもなってしまう。そういう情報開示というのはいいのだろうかというような話を含めて、問題点はいろいろあるのです。

一つだけ披歴しておきますが、宮城県の議員と意見交換した際に、情報開示のあり方については、これが正解だなんていうことはないという話があった中で、復興にかかわる行政組織のあり方の問題もそろそろちゃんと考えなければだめだよねという話をお互いにしたところなのです。つまり、それはどういうことかという、例えば宮城県の場合は、復

興局なるものがなくて、それぞれの担当部局の中で担当する復興事業を進めていくという感じになっています。だから、本来の県行政の仕事と、復興の事業がきちんとリンクされて、物理的にもその場で一緒に進めることができるから、例えばさっきの情報開示の前はどうだった、そして被災後どうだった、そしてこれからどうなるということが、一つの一元の組織の中で回転していくという仕組みがある。

ところが、幸か不幸か、岩手県の場合、復興局という形で持ち出しがされていて、そこでなかなか完結しないというシステムがあるので、例えば現数字ということをとるにしても、一回もとのあったところに戻らないとその数字はとれてこないということとか、さまざまそういう意味で、本格復興をうたうには組織の面からも見直しをかけていく必要があるのではないかと。もちろん復興局の皆さん方は本当に大変な仕事を一生懸命やっつけらっしゃる。そのことは重々わかった上で申し上げているわけですが、最後にその組織立ての問題を含めて、本格復興にふさわしい体制ということで、何か今の時点で問題意識があればお示しをいただきたいと思います。

○中村復興局長 今、宮城県との比較で組織のお話もありました。これまでも宮城県、福島県、青森県も入れまして、震災の担当部長会議というのを年に何回かやってきてございます。宮城県や福島県は、いわゆる企画部門が震災全体の取りまとめの部門を兼ねているということで、昨年までは政策地域部長ということで、そこにもずっと入って一緒にお話をさせていただいておりました。

宮城県は宮城県で、やはり既存の部にそういったことを兼ねてやっているということでの、またいろいろ課題もあるというふうにお伺いをしてございます。岩手県の場合は、復興全体を取りまとめる先端の組織として復興局を設置してやっているということで、宮城県の部長から見ても、岩手県のよさというのがあるというふうにお伺いをしてございます。

ですから、単にどちらの組織がいいかというよりも、ここは具体にはあとは仕事の進め方、各部との連携のとり方の問題であろうというふうにお伺いしておりますので、それは我々復興局が中心になりながら庁内の関係各部としっかりと連携を密にしながらいろいろな取り組みをまた進めてまいりたいと考えております。

○佐々木博委員 簡単に2点伺いたいと思います。

最初に、今久保委員からも出ましたけれども、D I Oジャパンの寄附金の問題です。返還の規定が決まっていない、コンプライアンスがどうのこうのとおっしゃっていましたが、そういったこと以前の問題だと思うのです。基本的に、解雇された方々が多数いて、寄付金100万円でしたか、いただいているということでしたけれども、そんなのはすぐ返すべきです。私も本会議で聞いて、D I Oジャパンのホームページなるものを初めて見ましたが、社会貢献活動というところをクリックしますと、達増知事とD I Oの社長と、ここにこしながら贈呈している写真が写っているのですけれども、全くよくないですよ。速やかに返すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○松岡国体・障がい者スポーツ大会局長 寄附金の返還の件でございます。先ほど小友総

務課総括課長のほうからお話ししたとおりでございます。明確に法令違反が明らかとなった、それからその企業から逮捕者が出た、そういうような場合には返還するという対応をとるといことにしておりまして、その前例もございます。ただ、本件のD I Oジャパン、さまざまな問題もあります。非常に社会的な問題だと思えますけれども、そういう法令違反という形で、はっきりと明確な白黒がついてない段階でございますので、私どもとしましては、その推移をもう少し見届けたいと思っておりますのでございます。

○佐々木博委員 確かに今いろいろマスコミ等で騒ぎにはなっておりますけれども、現実はどういった事件だったのか、逮捕者も出ているわけでもありません。しかし、たくさんの解雇者が出ていることは事実でありまして、県民感情として、そんなところから金もらってとんでもないというのが大方の県民感情だと思いますよ。みんなで国体を盛り上げてやろうと言っているときに、そんな金はすぐに返すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○松岡国体・障がい者スポーツ大会局長 県民の皆様の感情と申しますか、声とか、そういうものも含めて、そして判断をしてみたいと思えます。

○佐々木博委員 時間をかけないで、できるだけ県民感情に配慮していただいて、速やかに結論を出していただき、返す方向で決めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、不動産取得税について伺いたいと思えます。公共事業で不動産、土地とか家屋を提供しますと、譲渡したときから2年以内に代替資産を取得した場合には、不動産取得税が軽減されるという規定があります。ところが、この2年間というのが果たして適当なのかどうかという問題が今かなり出ております。

それはなぜかといいますと、例えば家屋を譲渡した場合、代替地を見つけて、そして設計をして、そして業者を選定して、建物を建て直す。これが2年間でやれるかどうかという問題なのです。それは、もちろん建物の規模等にもよりますけれども、まず代替地を見つけるのにも時間がかかりますし、代替地の土地の地形によって、当然設計は変わってくるわけでありまして、そして今御案内のとおり、資材は高騰している、職人はないということで、2年以内に譲渡したものにかわる、特に土地でなくて建物の場合ですね、つくるといふまでには2年では足りないのではないかと、そういった事例がかなりあるのではないかなと思えますけれども、そういった事例はございませんか。

○小向税務課総括課長 委員お話しされたとおり、公共事業等のために住宅等の不動産、土地もそうですが、収用あるいは移転保障で受けたものの代替として取得した不動産については、収用された不動産の価格から、新たに取得した不動産の価格を控除するというふうな課税標準額の特例制度がございます。その特例の条件の中に、契約から2年以内に取得した場合というものが地方税法の中に定められております。

いわゆる2年を超えたために適用にならなかったケースということでございますが、相談があった段階で適用になる、ならないというもので判断してお伝えを申し上げているようなことから、適用になったケースというのはございますが、適用とらなかったものを記録するような仕組みが今ございません。そのために、これまで何件あったかというふう

なことについては、把握してございません。ただ、2年を超えてというふうなケースは、これまでお断りした件数としてはかなり少ない件数ということは感じとして持っております。ちなみに、平成25年度のただいまのケースの特例適用実績でございますが、79件というふうなことで、私も意外と少ないなというふうに思っているような状況でございます。

○佐々木博委員 今小向税務課総括課長がおっしゃったとおり、これは地方税法第73条の14の第6項です。ですから、要するに法律の問題ですから、国会で法律を改正してもらわなければ条例でも何ともならない。条例では越せない部分です。ただ、特に被災3県は余計そうではないかと思うのですが、しばらくこの状態が続くと思うのです。今回の事例の方には、法律だから何ともならないのだと言ってあきらめてもらいましたけれども、これからは恐らく類似の例が出てくると思いますし、何とか2年という期間がもう少し延びるような、そういった要望も国に対してしていただきたい。そして、できれば1年延ばして3年となれば大分余裕をもって代替地もちゃんと探して、きちんとした対応が多分できるのだろーと思えます。2年という期間は、正直言って、ある程度規模が大きい建物になりますと、ほとんど無理な、そんな状況になっておりますので、この部分について、ぜひこういった取り組みをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○小向税務課総括課長 一般事案としては、法律事項であるために運用面ではかなり難しいというのは御指摘のとおりでございます。一方で、沿岸部の被災地において、被災された方々については、代替取得の特例ということで復興特例法の適用を受けて非課税という措置があるのですが、いわゆる再開発のために土地を提供した方々、一つの計画等によって、その方々については、代替地というのが沿岸部には余りなくて、いまだに代替地の取得計画といえますか、取得予定が立たない方々がたくさんいると聞いております。今後区画整備等が進みまして、その部分について取得を検討したいというふうな方のお話も聞いてございまして、実際市町村のほうから2年以内に代替地を提供できる見込みがないのだというふうなお話は受けてございます。

そこで、先般総務省の職員の方とお会いしたときにこの問題をお話しして、やはり2年とかということの範囲では無理でございますので、ここについて検討をぜひ早急にしていただきたいということを申し上げてございます。あわせてただいまの件、被災以外の部分でも、こういうふうな事情があるというふうなことを、今後あわせ伝え、検討をさせていただくようお願いしてまいりたいと思えます。

○佐々木博委員 ありがとうございます。被災地だけではなく、人手不足、資材不足というのは全県にわたっている問題でありますので、被災地に限らず、例えば岩手なら岩手、恐らく被災3県全部そうなのではないかなと思うのですけれども、そういった取り組みを進めていただくようによろしくお願ひしたいと思えます。

○岩崎友一委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情3件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、若手警察官の育成についてといたしたいと思います。

また次々回、9月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情が次回8月の委員会においても継続された場合は、当該請願陳情及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、I G Rいわて銀河鉄道の経営状況等についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしておりますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてでありますがお手元に配付しております平成26年度総務委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩崎友一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。